

島下郡殖村駅を考える 4

- 大宝令の駅制 -

高村 勇士

1. はじめに

本稿は、和銅4年(711年)に摂津国島下郡に設置されたと考えられる殖村駅(以下、「殖村駅」という。)について検討するものである。その検討の一部として、殖村駅設置の前提である大宝令の駅制に焦点を絞り検討し、殖村駅や同時に設置された駅を評価する材料としたい。大宝律令はあるべき国制の設計図であり、直ちにその規定が実現したわけではない(吉田1983)が、和銅～養老期における律令国家機構の整備にあたって確かな前提となったことは認められるであろう。

2. 大宝令以前の駅制

(1) 駅制の成立

本節においては、大宝令の駅制について検討する前に、駅制の成立について先行研究に学びたい。ここで、その成立を扱うのは、成立の背景に、少なくとも当該期の駅制に対する要請が如実に表れると考えられ、それが大宝令の駅制に影響を及ぼしている可能性を考えるためである。

坂本太郎氏の研究以来、壬申紀以後に見える「駅鈴」や「隠駅家」、「跡見駅家」などの記載から、天智朝の頃には少なくとも畿内近国において駅制の施行段階に入っていたと考えられてきた(坂本1989a)。その上で、青木和夫氏は、『日本書紀』大化2年(646年)3月条において交易・交通の妨害となる私的権益の排除が命ぜられていることなどから、「大化から壬申にいたる初期律令国家の時代に、後の律令時代のような駅制が、かなり整備されていたという大勢を認めざるをえない」とされた(青木1992)。永田英明氏は、天武期において倭京を核とした駅路体系が存在したことから、駅制の成立が天智天皇6年(667年)の近江遷都以前に遡ることを指摘した上で、倭京に対する整備が行われることや、『日本書紀』斉明天皇3年(657年)7月己丑条に見える観貨邏国人を「以、駅召」とあることから、孝徳朝における立評を前提としつつ、斉明朝段階には駅制の施行段階に入っていたと推測された(永田2004)。市大樹氏は、さらに平城京二条大路の北端を東西に

走る溝から出土した紀伊国安諦郡駅戸の荷札木簡(奈良国立文化財研究所1991)から紀伊国安諦郡まで延びる駅路の存在を指摘したうえで、『日本書紀』斉明天皇4年(658年)11月甲申条に見える有馬皇子の謀叛に際して、紀温泉に行幸している天皇に奏するため「便遣_二駅使_一」したことを指摘し、斉明朝の駅制記事を無下に退けるわけにはいかないとした(市2017)。永田・市両氏は中央政府の強い主導制のもと、大化前代のミヤケに駅家のモデルを求め、孝徳朝から斉明朝に段階を想定せず比較的短期間で成立したと考えられている。本稿においても、これらの見解に従い、孝徳朝から斉明期に駅制の萌芽を認めたい。

また、馬場基氏は、駅制は駅鈴という「天皇の霊力」を帯びた「祭祀用具」によって社会的諸関係を省略し王権と直結する交通制度とし、駅鈴が認められる孝徳朝を「原初駅制」成立の画期と見られた(馬場1997)。孝徳朝の段階で、観念的な「駅鈴」が導入された点は注意される。

(2) 国家形成期の駅制

近年の難波宮発掘調査の成果と飛鳥・藤原地区における出土文字資料の増加によって、いわゆる「改新詔」を含めて孝徳朝の諸制度改革について一定の実態を想定することも可能となってきた(吉川2022、市2014など)。駅制が孝徳朝から斉明朝にその萌芽が認められるのであれば、交通制度として駅制に要請される機能は、孝徳朝から斉明朝の支配体制の成熟度や政治基調から発生するであろう。斉明朝には収奪された租税と労働力を用いて、王都飛鳥の整備改造、曠夷・肅慎との戦争による版図拡大・国力増強が意図された(吉川2022)。駅制はこれらを機能的に支えるだけでなく、観念的な意味においても支えたものであったと思われる。

中村太一氏は「前期駅路型駅路」の意義を、国家形成期において、都城の中心性を生産・支持し「中央」と「地方」の不可分性を具現化させること、「フロンティア(国境地帯)」における国境を形成・存立させることと指摘された(中村1996)。これは、中村氏が想定する「前期駅路型駅路」す

なわち幅広な直線的道路ではなかったとしても、駅制の地方への浸透は同様の意義を持つと思われる（註1）。市氏の指摘した斉明朝における紀伊への駅使についても、このような性格をもった道路ないし制度が背景にあったと推測される。紀伊半島先端の紀温泉まで延びる駅路やその制度の浸透は、中村氏の言う「国家形成期において国境を形成・存立させる意義」があったと考えられるであろう。また、馬場氏が指摘されたように、王権の権威・靈力を示す駅鈴が孝徳朝に登場することも考え合わせると、当該期の駅制には、多分に観念的な側面が重視されたと考えられるのではないだろうか。

また、孝徳朝から斉明朝にかけては、唐の東方への圧力によって動揺する東アジア情勢を背景に、百済、新羅等の貢調使の来朝が毎年認められる（註2）。観貨邏国人を「以、駅召」したように、これら来朝する蕃客等に対して、成立期の駅制が利用されたと考えられる。駅制と蕃客との関係はことに指摘のあるところである（市2022など）。蕃客の駅制利用には当然機能的側面もあるが、当時の状況下において、その機能的交通制度の存在を示し、対外的威容を示すといった観念的な側面は重要であったと思われる。

このように考えると、成立期における駅制に期待される機能は、王権の浸透による国土把握など多分に観念的な点に求められる。当然、行幸先の天皇に緊急事態を報告するというように、緊急時の高速交通という点は為政者の念頭にあったと考えられるが、その必要性が高まり、制度としてその内実を深めていくのは、白村江敗戦以後であったと思われる。

3. 大宝令駅制に見える前代的要素

(1) 厩牧令置駅馬条

本節においては、大宝令の駅制について検討していきたい。大宝令及び養老令の規定する駅制についても、先学の指摘は多岐に渡り、その性質は概ね明らかにされているように思う（永田2004a、市2017など）。今、ここで屋上屋を架けることを恐れず、いくつかの点について検討していきたい。まず注目したいのは、厩牧令16置駅馬条（以下、「置駅馬条」という。）である。なお、池田編1997を参考に、令集解古記等により大宝

令に存したと推定される部分については、白丸を付した。

史料1 置駅馬条

凡諸道置駅馬、大路廿疋、中路十匹、小路五疋。使稀之処。国司量置。不必須足。（後略）

この条文中「大路」「中路」などに付された令集解古記等の注釈によって、大宝令においても概ね同様の規定の存在が想定される。また、唐令と比較すると、都から延びる道のまとまりを重視するという点は日本独自の特徴といえる可能性がある（市2017）。また、義解や古記などの注釈により、大路は「山陽道」、中路は「東海道」、「東山道」、小路はそれ以外と推定される。

ここで問題としたいのは、駅馬の設置方針である。同一路線上に同数の駅馬を設置するという制度は、後述する朝集使のような各国から一斉に京へ向かう使者を受けることを想定した制度ではない。このような使者を無理なく京へ送るならば、京に近い国ほど多数の駅馬が必要になる。それでは、どのような駅使が想定されるであろうか。想定されるのは、京から諸国を巡回する使や、遠方から中央に向かう使などである。

次に「大路」に注目したい。『日本書紀』推古天皇21年（613年）11月条、白雉4年（653年）6月条に見える「大道」は外国使節の入京を契機に整備された（岸1988）。また、「大路」を「山陽道」とする措置は、通説的理解に従えば、唐や新羅などの対外的窓口であった大宰府と京を結ぶためと考えられる。これらのことを考えると、難波と飛鳥を結ぶ「大道」（近江2010）と、畿外の「山陽道」とは位相が異なるが、駅制成立前後の「大道」「大路」は、外国使節を通行させる道として機能し、認識されていたのではないだろうか（註3）。外国使節等は、遠方から京に向かう利用者という先の想定と符合する。

それでは「東海道」「東山道」が中路とされ、そのほかの諸道が小路とされたのはいかなる理由であろうか。注目されるのは、壬申の乱時の美濃の湯沐や、複都を信濃に構想し、信濃以東の諸豪族の掌握をめざすなど（柴原2022）、天武期における東国の位置付けである。「中路」を「東海道」「東山道」としたのは、天武期における東国の重要性から規定されたものと推測しておきたい。ただし、これは運用上の措置であり、全国的な駅馬設置に

際してなんらかの基準を要することや、条文自体に七道が見えないことから、置駅馬条の前身規定等の成立が天武期を遡る可能性は十分に考えられる（註4）。

孝徳から斉明期において、東アジア情勢が動揺しているなか外国使節等の来朝に際して、駅制には対外的威容を示す機能が求められた。外国使節等の交通を想定する置駅馬条の規定はこれに符合する。置駅馬条は、駅制成立期にその淵源が求められ、天武期において、この規定は一定程度機能的に捉え直された後、大宝令に規定されたと考えられる。

（2）公式令 51 朝集使条

ア）朝集使条と朝集使の任務

次に、公式令 51 朝集使条（以下、「朝集使条」という。）を検討する。

史料 2 朝集使条

凡朝集使、東海道坂東、東山道山東、北陸道神濟以北、山陰道出雲以北、山陽道安芸以西、南海道土佐等国、及西海道皆乘駅馬、自余各乘当国馬。

朝集使条の検討に先立って、朝集使の任務や性格について、坂本太郎氏の研究に学びたい（坂本 1989b）。坂本氏は『日本書紀』大化 2 年 3 月甲子条及び辛巳条のいわゆる「東国国司詔」（以下、「東国国司詔」という。）等を検討され、その時点において、すでに隋唐または後世の朝集使と大体において共通した性質をもつ朝集使が存在したとされた。また、朝集使の任務として、(1) 考文の進上・上申、(2) 雑公文の伝達、(3) 珍異物産の貢献、(4) 冬至の朝儀への参列を指摘され、(1) を朝集使の主たる任務とされた。

東国国司詔に見える「朝集使」については批判があるが（註5）、坂本氏の研究以来、朝集使の主たる任務を(1) とすることは、自明のこととして追認されてきたように思われる。これは、公式令集解朱説の「朝集使以考文来使也」という注釈などを参考にすると妥当な見解と思われるが、史料を大宝令制定前後に絞ると確たる史料は管見の限り見当たらない。もっとも、坂本氏は遺制としながらも、原始的には(3) がもっとも主要な任務であったことを指摘される。この指摘からも、朝集使の主たる任務が(3) や(4) から(1) へと変容したと想定される。坂本氏は大化の「朝集使」を、

令制の朝集使と同様のものとみなすために、原始的な姿をより古く見積もっておられると思われるが、東国国司詔の「朝集使」は『日本書紀』編纂者の潤色・作為であると考えられ（直木 1996）、その主要任務の変容がいつの時点とするかは再検討が必要であろう。

朝集使条についても、考課スケジュールの運用上、遠方国の上京遅延を防止するための制度とされ（永田 2004a）、考課との関連で説明される（註6）。この説明は養老年間の乗駅範囲拡大を見据えており甚だ説得的と思われるが、大宝令制定時において朝集使のみ、考課のみが重要視され、計帳使や正税帳使などが進上する戸口把握や国の財政把握のためのスケジュールは重視されなかったのであろうか、疑問が残る。しかも、養老年間にはその差が解消されたと想定される（永田 2004a）。大宝令においては、養老 4 年制以後の公文進上とは別の観点があったのではないだろうか。大宝令における朝集使の任務について再検討したうえで、朝集使条について検討したい。

イ）大宝令における朝集使

まず、大宝令における朝集使の位置付けを確認、検討したい。大宝令についてその全体を見通すことは困難であるが、養老令を助けとして推測を試みたい。ここで、諸国から京進する物、文書等全体の中で、朝集使の任務について検討するために、養老令より諸国から京進される物や文書等の規定を抽出し、その京進者や提出期限等を表 1 にまとめた（註7）。

この表 1 からまず確認できることは、養老令において朝集使は、諸国から「毎年」若しくは「年別」に太政官等に報告する文書等を附されるものであり、緊急報告する事象は対象としていないということである。このことから、令制朝集使の基本的任務として、多くの文書等を携え上京し、年一度の定期報告をするという点が指摘できる。このことは、「毎年分番朝集」とする考課令 61 大武以下条と符合する。この考課令 61 大武以下条は概ね大宝令に遡ることが確認でき、大宝令においても基本的性格として認めうる。ただし、養老令に規定される諸国から京への使として見えるのは「朝集使」と「調使」のみであり、後に成立する四度使のうち、「税帳使」はもとより「大帳使」、「計帳使」も認められない。規定される「調使」の戸

表1 令に見える京進規定

NO.	京進内容	京進主体	京進者	京進時期	出典	大宝令	備考
1	僧尼自還俗状	国司			僧尼令3自還俗条	「三綱」「其貫属」「僧綱」「省」「師主」「苦使」「苦使」	
2	僧尼山居服餌状	国郡			僧尼令13禪行条	「禪行修道」「寂靜」「欲求山居服餌」「山居所隸国郡」	
3	僧尼身死状	国司	朝集使	毎年	僧尼令20身死条	「亦年終申官。」	唐令朝集使に附す規定見えず
4	戸出国堺遷就寛状	国			戸令15居狭条	「凡戸居狭里、有桑遷」「寛、不出国境者、於本郡申牒。当国処分。」「各申官。（京戸不在此例。）」	申官待報、領送後申官例。
5	没落外蕃得還歸化状	国郡	飛駈	[隨時]	戸令16没落外蕃条	「具状上飛駈」「於富国附貫」「化内人」「任於近親附貫。」「若有才伎者、奏聞聽勅。」	飛駈申奏
6	計帳	京国官司		毎年八月卅日以前	戸令18造計帳条	「造計帳」「六月卅日以前、京国官司責所部手実。」「年紀。若全戸不在里」「依式造国帳」「八月卅日以前、申送太政官。」	
7	戸籍	国	当国調使	五月卅日以後	戸令19造戸籍条	「戸籍六年一造。起十一月」「依式勘造。里別為卷。惣写三通。其總皆注其国其郡其里其年籍。五月」「内使訖。三通申送太政官。一通留国。（其雜戸籍、則更写一通、各送本司。）所須紙筆等調度、皆出当戸。」「先納後勘。」「増減」「不同。」「下推」「国郡亦注帳籍。」	調不入京、専使
					戸令21籍送条	「附当国調使送」「若調不入京、専使送」	
8	少粮応須賑給状	国郡		預	戸令45遭水旱条	「奏聞」	奏聞
9	春米	[田主]		八月卅日以前	田令2田租条	「穫早晚」「其春米運京者」	
10	諸国公田価	国司			田令11公田条	「公田」「価販売」「供公廩料、以充雜用。」	
11	応班田状			班年正月卅日内	田令23班田条	「起十月」「預校勘造簿。」「十一月一日、摺集」「对其給授。一月卅日内使訖。（其取田戸内、有合進受者、雖不課役、先聽自取、有餘取授。）」	
12	調庸物	庸調之家	運脚	毎年近国十月卅日以前、中国十一月卅日以前、遠国十二月卅日以前	賦役令3調庸物条	「調」「輪。近国」「中国」「遠国十二月卅日以前納訖」「絲調七月卅日以前輪訖。」「未発本国間、有身死者、其物却還。」「運脚均出庸調之家」「備勾。隨便雜輸。」	国司領送
13	調糸	庸調之家	運脚	毎年七月卅日以前			
14	田有水旱虫霜不熟之状	国司			賦役令9水旱条	「田、有水旱虫霜不熟之処、国司檢実、具録申官。依戸作十分損五分、免租。損七分、免租調。」「桑麻損尽」「其已役已輸」「聽折来年。」	
15	孝子順孫等状	国郡			賦役令17孝子順孫条	「孝子順孫義夫節婦志行」「奏聞、表」「門閭。同籍悉免課役。」「精誠通感者、別加優賞。」	奏聞
16	丁匠赴役簿			丁匠未到前三日	賦役令24丁匠赴役条	「其外配者、便送配処。」「以近及遠。依名分配。（器械）」	
17	諸国貢物	諸国			賦役令35貢物条	「凡朝集使貢物者、皆尽当土所出。其金銀珠玉皮革羽毛錦綉羅縠絨綾香葉彩色服食器用及諸珍異之類」「以官物市充。不得過五十端。」「過事修理」	唐令「諸国朝集使赴京貢物、皆尽当土所出」
18	仕丁女丁			三年一替	賦役令38仕丁条	「仕丁」「每五十戸二人。（以一人、充廩）」「本司籍其才用、仍自不願替者聽。」	
19	国司在官身死及解免状	大宰府、国		[隨時]	選叙令8在官身死条	「解免」「皆則言上。」「介以上」「並關」「馳駈」「（壹岐對馬守者、雖獨關、猶從馳駈例。）」」「還馳駈免遣。」	馳駈
20	考文	畿内、外国	朝集使	京官畿内毎年十月一日、外国毎年十一月一日	考課令1内外官条	「内外文武官初位以上」「当司長官、考其属官。応考者、皆具録一年功過行能、並集對讀。島司一人集、議其優劣、定九等第。八月卅日以前校定。京官畿内、十月一日、外国、十一月一日、考文附朝集使送太政官。考後功過、並入来年。若本司考訖以後、太政官未校以前」「准状合解及貶降者、仍即附校。有功進者、亦准此。無長官次官考」	唐令「京官十月一日送簿外官朝集使送簿限十月二十五日已到京」
21	郡司考	国司	朝集使	毎年	考課令67郡司考条	「清謹勤公、勘当明審之類」「執事」「背公向私、貪濁有状」「統領有方、部下肅整」「可称」「不長」「無紀」「其下下考者、当年校定即計解」	長上官の考文とともに太政官を経由する説もある。
22	貢人	本部長官	朝集使		考課令75貢人条	「貢人、（六位以下子。）並限年廿五以下。」「本部表貢、仍申太政官」	唐令朝集使に附す規定見えず
23	兵士歴名	国司	朝集使	毎年	軍防令14兵士以上条	「遠使」	唐令朝集使に附す規定見えず
24	衛士	国司	国司		軍防令20衛士向京条		
25	防人往還時百姓侵犯等状	国郡			軍防令31申勲簿条	「官軍賊衆多少」「勲賞高下、臨時聽勅」	
26	申勲簿				軍防令38兵衛条		
27	兵衛	国司			軍防令42從軍甲仗条	「国郡器仗、毎年録帳、附朝集使申兵部、勘校訖、二月卅日以前録進。」	唐令朝集使に附す規定見えず
28	国郡器仗帳	国郡	朝集使	毎年	軍防令45在庫器仗条	「在庫器仗、有不任者、当処長官驗実、具状申官。随状処分除毀。其鑽對砲幡弦麻之類、即充当処修理軍器用。在京庫者、送兵部、任充公用。若弄掌不如法、致有損壞者、随状推徵。」	
29	器仗有不任状	当処長官			軍防令46五位子孫条	「凡五位以上子孫、年廿一以上」「送式部」「性識聰敏、儀容可取、充内舍人以外式部随状充大舍人及東宮舍人」	
30	五位以上子孫見無役任状并身	国司		毎年十二月一日	軍防令61防人番還条		
31	防人在道身死在資財	国郡			軍防令62在防条		唐令朝集使に附す規定見えず
32	防人營種所収苗子状		朝集使	毎年	軍防令76放烽条		
33	放烽有参差状	国司		[隨時]	營繕令7解巧作条	「附帳申省」	計帳内に記載するか、別帳簿か諸説あり。
34	白丁有雜巧作状	国司		毎年計帳之次	營繕令12津橋道路条	「津橋道路、毎年九月半、当界修理。十月使訖。其要路陥壞、停水、交馳行旅者、不拘時月、量差人夫修理、非当司能弁者、申請。」	当司が修理できない場合
35	要路陥壞状	当司			營繕令13有官船条	「有官船之処」「兵士看守隨壞修理。不能料理者」「其主船司舟」	修理できない場合「附帳申上」
36	官船修理状						

37	官私船状		朝集使	毎年	營繕令14官私船条	「官私船」「色目勝受斛斗破除見在任不」	唐令朝集使に附す規定見えず
38	官船造替人功調度状			預	營繕令15官船行用条	「官船行用、若有壞損者、隨事修理。若不堪修理、須造替者、預料人功調度、申太政官。」	
39	計会帳	国司	朝集使	毎年十二月月上旬勘了	公式令21諸司会式条	「以七月卅日以前為斷。十月卅日以前勘了」「惣集諸司録令史」「推逐」「脱漏」「以十分論。每漏一分、降考一等。所管通計諸為考。」「其応会之外、公文須相報答」「諸司過一月」「諸国計程外、過一季不報、毎年朝集使來日、並録送省。対唱附考。」	唐令「附計帳使納於都省」、大宝令では計帳使となっていたか(坂本1989c)。ただし、大宝令に「附計帳使」という規定があったかは判定できない(早川1997)。
40	馳駢向諸処相報告状	国	朝集使	毎年	公式令46有急速条	「急速大事」「馳駢」「報告」「時日月」	唐令朝集使に附す規定見えず
41	国有大瑞等状	国	使	[隨時]	公式令50国有瑞条	「軍機、災異、疫疾、境外消息」「馳駢」	馳駢
42	符移返抄	所在司	便使	[隨時]	公式令80京官出使条	「(若使人更不向京者、其返抄付所在司、附便使送)」	「事速者專使」と緊急の場合が想定される
43	遠方殊族容状等因	所在官司		隨訖	公式令89遠方殊俗条	「具序名号処所」「風俗」	奏聞
44	倉藏給用状	諸国		先用後申	倉庫令(5)倉藏給用条		
45	不任久貯及有故弊状				倉庫令(6)倉藏貯積雜物条		
46	調庸見送物数色目簿				倉庫令(10)調庸物応送京条		
47	調庸進物色数状	国	綱丁		倉庫令(12)倉藏受納条		附帳
48	倉藏有乘状						
49	牝馬三歳遊牝駒生状				厩牧令6牧牝条	「牝馬、四歳遊牝」「貢課」「各一百、毎年課駒牝各六十」	別簿
50	在牧駒牝毛色齒歳状	国司	朝集使	毎年	厩牧令10駒牝条	「體」「齒歳」	唐令朝集使に附す規定見えず
51	官私馬牛帳		朝集使	毎年	厩牧令25官私馬牛条	「送太政官」	唐令「毎年附朝集使送省」
52	牛黄				厩牧令26官馬牛条	「皮腦角胆。若得牛黄者、別進。」	
53	国医生	本国			医疾令(17)国医生条		
54	損与不損、医人姓名	患家			医疾令(26)医針師巡患家条		
55	駅鈴伝符目録	関司		年終	関市令4齋過所条		
56	蕃客所有物録	関司、国司			関市令7蕃客条		
57	囚等逃亡及欲入寇賊失処得処状	附近官司			捕亡令1囚及征人条	「囚流人移郷人及防人衛士仕丁」「逃亡」「者、経附近国司」「承告之処、下其坊里五保、令加訪捉」	
58	追捕罪人状	比国比郡		[隨時]	捕亡令3追捕罪人条		馳駢申奏
59	比国比郡遅緩逗留賊逃亡不獲状	当処				「除」	奏聞
60	断流以上除免官当状	諸国			獄令2郡決条		
61	覆囚使理状尽不断状	国司			獄令3国断条	「(安生節目、盤退)」	
62	流移人私還及逃亡状			隨即	獄令11流人科断条		
63	流移人付領訖状	領送使人		速	獄令13流移人条		
64	領送使人在路稽留状	領処官司			獄令16至配所条		
65	告密謀叛以上状	所在国司		[隨時]	獄令33告密条		馳駢奏聞
66	告密指斥乘輿及妖言惑衆状	所在国司		檢校訖奏	獄令33告密条		
67	告密人確不肯※	受告官司		[隨時]	獄令33告密条		馳駢奏聞
68	告密人、不吐事状状	受告官司		[隨時]	獄令33告密条		禁身馳駢奏聞
69	囚逮引人為徒侶、在獄死状		朝集使	年別	獄令34囚逮引人条	「追撰」	唐令朝集使に附す規定見えず
70	死罪須推覆状			[隨時]	獄令37冤枉条		奏聞後「遣使馳駢檢校」
71	盜竄及徒以上囚竄及断日月帳		朝集使	年別	獄令47盜竄条		唐令「附朝集使申刑部」
72	有疑獄不決	国			獄令51有疑獄条		
73	有異宝異木等状				雜令10知山沢条	「異宝異木」	奏聞
74	公廨雜物費用見在帳	本司		年終	雜令37公廨条		
75	僧尼籍	京国官司		每六年	雜令38造僧尼籍条		

籍京進については、その主は調の運京であり、調の運京がなければ専使を差すという規定も見られ、「便附」の要素が強く、調使の戸籍京進はそのスケジュールの都合上の措置と考えられる。

次に、朝集使が毎年報告する文書や帳簿等の内容について確認しておきたい。試みにその内容に従って分類すると、以下の4項目に分けられるであろう。

- A) 人事関係 NO. 3 僧尼身死状、NO. 20 考文、NO. 21 郡司考、NO. 23 兵士歴名
- B) 軍事関係 NO. 28 国郡器仗帳、NO. 37 官私船状、

NO. 50 在牧駒牝毛色齒歳状、NO. 51 官私馬牛帳、NO. 32 防人營種所収苗子状

C) 通信関係 NO. 39 計会帳、NO. 40 馳駢向諸処相報告状

D) 処罰関係 NO. 69 囚逮引人為徒侶、在獄死状、NO. 71 盜竄及徒以上囚竄及断日月帳

このうち、C) 通信関係については別の見方ができるかもしれない。すなわち、計会帳は大宝令においては他使が進上していたと想定され(坂本1989d、早川1997)、大宝令において朝集使の固有の任務としてみる必要はない。また、馳駢した

際の報告については、その駅馬管理の問題からB) 軍事関係に分類できる可能性を持つ。このように考えると、毎年の報告から導き出せる朝集使の職務としては、諸国におけるA) 人事関係、B) 軍事関係、D) 処罰関係の定期報告であると考えられる。ここに令制下において大帳使が担う戸口把握や、税帳使が当たる財政関係の報告が見えないことは注目される。戸口把握や諸国の財政は少なくとも朝集使の職務の埒外に置かれており、朝集使の職務範囲は一定程度固定されていたと想定される。

また、文書や帳簿等の京進と口頭報告以外に朝集使の任務として規定された、NO. 17の貢献物の進上(勝浦1977)とNO. 22の貢人の引率が注目される。郡司の「試練」についても、朝集使に郡司引率の使命が認められることから(早川1986)、諸国からの人や物の「貢上」は朝集使が行うものとされていたと考えられる。

このように、後に四度使として、多くの文書等を京進する使のうち、朝集使のみが明確な職務範囲をもち、文書等を京進する使として大宝令に規定された。さらに、他使には見られない諸国からの貢献物・人の進上もその任務として規定された。これらのことから朝集使の制度は、他使とは異なり大宝令制定時点において、すでに一定程度に熟していたと考えられる。さらに、唐令と比較すると、朝集使の任務と規定するもの(NO. 17、NO. 20、NO. 51、NO. 71)が見える一方、唐令に朝集使の任務として復元されないもの(NO. 3、NO. 22、NO. 23、NO. 28、NO. 32、NO. 37、NO. 40、NO. 50、NO. 69)が認められる。研究の進展に伴い同様の規定を復元しうる可能性はあるが、唐令に認められないとすれば、それ以前の歴史的背景等によって生み出された規定と考えざるを得ない。唐令を継受するに当たって、大宝令以前に唐の朝集使(曾我部1976)に相当する制度、慣習の下敷きがあったことが想定されるであろう。

ウ) 大化の「朝集使」

ここで、改めて『日本書紀』に見える大化の「朝集使」を検討したい。東国国司詔については、多くの先学により多様な見解が出されている。この全てを取り上げることは難しいが、早川庄八氏の見解(早川1986)を参考に見ていきたい。早川氏は東国国司詔と『日本書紀』大化元年8月庚子

条以後の使者派遣記事を考え合わせ、東国国司詔における「東国国司」は四方国へ派遣された巡回使が帰還したものと考えられた。また、大化の「朝集使」はその「国司」の一部とされ、「東国等国司」の任務について以下の通り整理された。①任地において「戸籍」を作り、「田畝」を校えること。②在地の実情を調査し、これを中央に報告すること。③武器を公的管理下に置くこと。④公的管理下に置いた武器の一部を、京に搬送すること。⑤任地で貢納物を徴収し、京に搬送すること。⑥「国造・郡領」をともなって帰還すること。これらの「東国等国司」の任務のうち②③⑤⑥は、先にみた朝集使の任務と類似してはいないだろうか。さらに、「東国等国司」は朝儀に参列していること、国司の非違すなわち「考課」を報告していることなどもその類似を想定できる。大胆に推測すれば、坂本氏が指摘したように大化2年に見える「朝集使」が令制朝集使の直接の系譜として認められる可能性を持ち、かつ『日本書紀』編纂時点において、上記の共通する任務が朝集使を表象するものとして認識されていたと思われる。

エ) 遠方国朝集使の乗駅

以上のように、大宝令に規定された朝集使の歴史的背景を考慮すれば、考課制度を背景とした遠方国の上京遅延を防止するための制度とするよりは、むしろ朝集使を貢人や貢物を献上する使として捉え、遠方国のそれに乗駅の根拠を見出すべきであろう。

大宝朝集使条においても、七道が推定され、西方については国名によってその境界が示される一方、東方については自然地形にその境界を求めるなど、大宝令制以前の何らかの要素が直されずに含み込まれており(柳1982、鈴木2017)、下敷きとなった制度等の成立時期やその制度変遷を考慮する必要がある。駅制の成立や、朝集使の淵源が孝徳朝から斉明朝に求められるとすれば、朝集使条についても同時期にまで遡る可能性があるのではないだろうか。

早川氏は畿外郡司の「試練」が残ることから、畿内と畿外の別を説かれた(早川1986)。この論法は、朝集使条を史料とすれば、もう少し内の範囲が外に広がるように思える。すなわち、貢献は服属に直結し、駅制は外国使節が利用する交通手段であったことを考えると、遠方国はなお国家の

「外」と認識されていたのではないだろうか。そのため、「郡司」を引率し、貢献物を進上する朝集使は駅制を利用し、律令国家の威厳や天皇との直結性を確認する必要があったと思われる。

このように、大宝令駅制には成立期の性格が未だ遺存したと考えられる。大宝令駅制は、このような国家成立期の要請に応えた観念的な機能と、白村江敗戦後の緊迫した情勢の中、緊急高速通信制度としての内実を深め、最終的には唐令の影響を受け成立したと考えられる。

4. むすびにかえて

以上で検討した大宝令駅制も養老期の朝集使乗駅範囲拡大によって、その性格を大きく変える。和銅～養老期を中心とした公文書制度の整備や「国」制の充実を背景に、諸国と京との機能的交通手段として位置付け直されるのである。都亭駅及び京周辺における殖村駅等の設置は、まさにその変換の時期にあたる。殖村駅等の摂津国の駅家に配置された駅馬数が、置駅馬条に規定される「大路」のそれを大幅に上回るのは、これを端的に示しているのではないだろうか(高村 2020)。また、都亭駅についても、唐の都亭駅を模倣した駅制によらない機能的な「客館」であったと考えられる(高村 2022)。このように、国家形成期において対外的威容や地方支配を観念的に支えた駅制は、平城遷都など唐文化受容と国制の充実を背景に、より機能的な制度に変容したと考えられる。そして、平城遷都や殖村駅等の設置はその起点となった可能性があるのである。

紙幅の都合上、挙げるべき多くの先行研究を省略し、扱う史料や問題の重要性に比して、あまりにも浅薄な論述に終始した。他日改めて詳論したい。

註

1) 紀伊半島のほか、能登半島の駅路も同様に考えられる。すなわち、『日本後紀』大同3年(808年)10月丁卯条に珠洲までの駅家が廃止されたことが見え、その比定位置からこれらを結ぶ駅路は、能登半島の先端に達していたと考えられる。この駅路がいつ設定されたかを示す史料は管見の限り認められないが、途中水路をもって復元されることは、陸路を志向する奈良時代の駅路には似つかわしくなく、肥前と肥後を連絡するミチなどが水路

を以て復元されることを想起すると、能登半島の駅路も令制以前の可能性がある。能登国府は能登郡にあったと考えられ(小林 1978)、能登半島の先端に駅路を設定する特別の契機を見出すことができないため、この駅路も国家形成期における観念的に国土把握し、実存空間を形成する駅路と評価したい。

- 2) 『日本書紀』大化元年(645年)7月丙子条、同2年2月戊申条、同3年正月壬午条、同4年是歳条、同5年是歳条、白雉元年(652年)4月条、同2年6月条、同3年4月是月条、同4年6月条、同5年是歳条、斉明天皇元年(655年)7月条、同元年是歳条、同2年是歳条など。特に白雉4年6月条には百済、新羅の貢調に続けて、「修治处处大道」とあり注目される。また、斉明天皇4年7月甲申条などには征服した倭夷の朝献も認められる。
- 3) 『日本書紀』天智天皇7年(668年)7月条に「高麗」が「越之道」から入朝したことが知られる。特異な事象のため、『日本書紀』にそのルートが記載されたと考えたい。
- 4) 天武天皇12年(683年)から14年の国境画定事業により、令制国を編成した七道制が成立したと考えられる(早川 1974)。鐘江宏之氏は、日本律令的地方制度としての令制国は孝徳天皇期と天武天皇期の二段階を経て成立するとされる(鐘江 2023)。
- 5) 東国国司詔における「朝集使」は、難波に集まっていた「国司」や国造、伴造を問審するために任じられたとする説(門脇 1991)や、ミヤケの「田令」とする説(直木 1996)がある。
- 6) 榎英一氏は朝集使の乗駅について、諸国朝集使が11月1日を目指し各地を出発した場合、駅馬数の不足が明白に予想され、「同日に全部の使者を上京させる制度には、駅制は全く対応していない」と永田説を批判され、朝集使の乗駅はその重要性によって認められるとした(榎 2020)。
- 7) 令条文や番号等については井上他 1976 に従い、「京進内容」については、令の文言を用い筆者が要約したものがある。その他の列においては、その内容や他史料等により補った文言に [] を付した。また、池田編 1997 の推定に従い、「大宝令」の列を設けてその復元される文言を記載した。なお、本注部分については () を付した。唐令については、

池田編 1997 及び天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組考証 2006 を参照した。

参考文献

- 青木和夫 1992 「古代の交通」『日本律令国家論攷』岩波書店 pp. 280-312 (初出 1970)
- 池田温編 1997 『唐令拾遺補』唐日両令対照一覧 東京大学出版 pp. 865-1484
- 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注 1976 『律令』岩波思想体系 3 岩波書店
- 市大樹 2014 「大化改新と改革の実像」『岩波講座日本歴史』第 2 巻 岩波書店 pp. 253-286
- 市大樹 2017 「日本古代駅制の法的特徴-日唐令文の比較を中心に-」『日本古代都鄙間交通の研究』塙書房 pp. 27-78 (初出 2015)
- 市大樹 2022 「外国使節の来朝と駅家」『山陰における古代交通の研究』島根県古代文化センター pp. 233-280
- 榎英一 2020 「朝集使の乗駅馬」『律令交通の制度と実態-正税帳を中心に-』塙書房 pp. 303-325
- 近江俊秀 2010 「「大道」考-大和と河内を結ぶ直線古道の成立と展開について-」『古代文化』第 62 巻第 2 号 古代学協会 pp. 19-35
- 勝浦令子 1977 「律令制下贄貢納の変遷」『日本歴史』352 日本歴史学会 pp. 19-42
- 門脇禎二 1991 「いわゆる、大化の東国「国司」について-その任務と業績再審査の意義-」『「大化改新」史論』下巻 思文閣出版 pp. 33-66 (初出 1973)
- 鐘江宏之 2023 「令制国の成立」『律令制諸国支配の成立と展開』吉川弘文館 pp. 50-82 (初出 1993)
- 岸俊男 1988 「大和の古道」『日本古代宮都の研究』岩波書店 pp. 67-101 (初出 1970)
- 小林健太郎 1978 「能登国」『古代日本の交通路』大明堂 pp. 197-204
- 栄原永遠男 2022 「天武天皇の複都制構想」『難波古代史研究』和泉書院 pp. 109-126 (初出 2003)
- 坂本太郎 1989a 「上代駅制の研究」『古代の駅と道』坂本太郎著作集第 8 巻 吉川弘文館 pp. 3-161 (初出 1928)
- 坂本太郎 1989b 「朝集使考」『律令制度』坂本太郎著作集第 7 巻 吉川弘文館 pp. 287-314 (初出 1931)
- 坂本太郎 1989c 「正倉院文書出雲国計会帳に見えた節度使と四度使」『律令制度』坂本太郎著作集第 7 巻 吉川弘文館 pp. 315-330 (初出 1932)
- 鈴木景二 2017 「北陸道の交通と景観」『日本古代の道路と景観-駅家・官衙・寺-』八木書店 pp. 435-452
- 曾我部静雄 1976 「上計吏と朝集使」『中国社会経済史の研究』吉川弘文館 pp. 371-403 (初出 1970)
- 高村勇士 2020 「島下郡殖村駅家を考えるために-畿内の駅家と 35 疋の駅馬-」『茨木市立文化財資料館館報』第 5 号 茨木市立文化財資料館 pp. 14-20
- 高村勇士 2022 「島下郡殖村駅を考える 2 -都亭駅の再検討-」『茨木市立文化財資料館館報』第 7 号 茨木市立文化財資料館 pp. 28-37
- 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組考証 2006 『天一閣蔵明鈔本天聖令考証 附唐令復元研究』中華書房
- 直木幸次郎 1975 「平城遷都と駅の新設」『飛鳥奈良時代の研究』塙書房 pp. 512-516 (初出 1971)
- 直木孝次郎 1996 「朝集使二題-その期限と形式化について-」『飛鳥奈良時代の考察』高階書店 pp. 149-173 (初出 1979)
- 永田英明 2004a 「駅制運用の展開と変質」『古代駅伝馬制度の研究』吉川弘文館 pp. 85-120 (初出 1996)
- 永田英明 2004b 「古代駅家の成立」『古代駅伝馬制度の研究』吉川弘文館 pp. 162-198 (初出 1999)
- 中村太一 1996 「律令国家の領域編成と計画道路」『日本古代国家と計画道路』吉川弘文館 pp. 65-78
- 奈良国立文化財研究所 1991 『平城宮発掘調査出土木簡概報』24 奈良国立文化財研究所
- 馬場基 1997 「駅制の基本的性格と成立について」『古代交通研究』第 7 号 古代交通研究会 pp. 19-38
- 早川庄八 1974 『律令国家』日本の歴史 4 小学館
- 早川庄八 1986 「選任令・選叙令と郡領の「試練」」『日本古代官僚制の研究』岩波書店 pp. 227-298 (初出 1984)
- 早川庄八 1997 「天平六年出雲国計会帳の研究」『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館 pp. 302-359 (初出 1962)
- 柳雄太郎 1982 「駅制から見た朝集使と国司」『続日本紀研究』第 220 号 続日本紀研究会 pp. 1-8
- 吉川真司 2022 「律令体制の形成」『律令体制史研究』岩波書店 pp. 3-33 (初出 2004)
- 吉田孝 1983 「律令国家の諸段階」『律令国家と古代の社会』岩波書店 pp. 411-446 (初出 1982)